

住宅

あき家人居者募集

詳細は「申し込み・募集のしおり」をご覧ください。

▼市営住宅募集住宅および戸数：一般世帯向け3戸（川原付団地1戸、向川原団地1戸、第一東光寺団地1戸）

▼都営住宅地元割当募集住宅および戸数：1・2人世帯向け1戸（新井）

いずれも申し込みの配布：6月2日(月)～11日(水)午前8時30分～午後5時15分に市役所1階市民相談窓口、七生支所、豊田駅連絡所にて配布※日曜日を除く

6月13日(金)（必着）までに申込用紙を郵送または持参☎191-8686日野市役所4階財産管理課

子育て

▼児童手当、児童育成手当とお子さんの医療費助成

▼児童手当、児童育成（育成・障害）手当

中学生までの児童を養育して

いる家庭の主たる生計者に児童手当が支給されます。

また、ひとり親家庭などで18歳の年度末までの児童を養育している方に育成手当が、障害のある方に障害手当が支給されます。

支給要件・申請に必要な書類、所得制限額（下表参照）など詳細はお問い合わせください。

▼児童手当・児童育成手当の振り込み
平成26年2～5月分の児童手当（特例給付含む）と児童育成手当は、6月13日(金)に指定の口座に振り込みます。

▼お子さんの医療費助成

医療証を医療機関の窓口で提示すると保険診療分の自己負担額が助成されます（乳幼児は全額。小・中学生は通院1回200円の自己負担あり）。

小・中学生の医療費助成には所得制限（下表参照）があります。10月1日からは平成25年中の所得で判定しますので、現在の医療証をお持ちでなく所得制限内の方は、9月30日までに申請をしてください。10月1日以降

に申請した場合は、申請日から資格となります。

☎乳幼児、小・中学生（6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日～15歳年度末の児童）を養育している方※小・中学生を養育している方は平成25年中の所得が制限額未満（左表参照）

▼児童手当、児童育成手当、子ども医療費助成制度の現況届を送付しました

年度の切り替えにより、現在受給されている方に、現況届を送付しました。この届け出によって年度切り替え後の資格を確認しますので、6月中に更新の手続きをしてください。

■所得制限一覧表

扶養人数	所得額	
	児童育成手当	児童手当・医療費助成
0人	368.4万円	630万円
1人	406.4万円	668万円
2人	444.4万円	706万円
3人	482.4万円	744万円
4人以上	1人増すごとに38万円を加算	

※主たる生計者の所得のみで判定。扶養人数は平成25年中の控除対象配偶者を含む扶養数。所得額には社会保険料控除相当（一律控除分）8万円が加算されています。障害者・寡婦（夫）・医療費控除、老人扶養などがある場合はお問い合わせを

市民生活

6月は浸水対策強化月間。水への備えをお願いします

道路にある雨水ますや、側溝がふさがっていると、雨水が雨水管に流れ込まず、浸水の危険性が高まります。雨水ますや側溝にごみを入れたり、上に物を

置いたりしないようにお願いします。また、東京アメッシュ(<http://tokyo-ame.jwa.or.jp>)で降雨情報を配信しています。ご利用ください。

☎東京都下水道局流域下水道本部(☎042・527・4828)、下水道課

6月8日(日)～14日(土)は危険物安全週間「危険物 一人ひとりが責任者」

職場や家庭で危険物の認識を高め、危険物に起因した事故や災害を防ぎましょう。

「危険物」は、ガソリンや灯油などの燃料だけではなく、接着剤やアロマオイル、化粧品などの身近なものが、危険物に該当する場合があります。製品に記載された取り扱い方法や注意事項をよく読み、正しい取り扱いをしましょう。

☎日野消防署(☎581・0119) 雨季が到来。危険な崖崩れ、家の周りの再点検を

梅雨の季節や台風が多い時期は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、崖やよう壁などの崩壊が起りやすくなります。

特に、危ない崖や不完全なよう壁で覆われているところにある家では、大きな被害を受けるばかりではなく、隣接する方々の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

被害を未然に防ぐためにも、日頃から家の周りの安全を確かめ、危ない石積みや土留めは補強し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策に心がけましょう。

すでに、関係機関から改善などの措置をとるよう勧告を受けている方は、必ず、補強、改良などの工事を行ってください。

学童クラブ

小学4年生を対象に夏休み期間中の入会申請を受け付け

8月の夏休み期間中、保護者による育成が困難な小学4年生の受け入れを行います（受け入れ人数は下表の通り）。申込多数の場合は、入会できない場合があります。詳細は申請書をご覧ください。



また、申請の際は、書類の確認や説明などがありますので、保護者の方が直接窓口へお越しください。

- ☎子育て課
- ▷育成期間
8月1日(金)～30日(土)午前8時30分～午後5時45分
- ▷費用
1人5千円※免除措置あり
- ▷申請書配布場所
6月2日(月)～27日(金)（日曜日を除く）に市内各児童館、学童クラブ、七生支所、豊田駅連絡所、市役所2階子育て課（土曜日は市役所1階市民相談窓口）
- ▷申請受付日時
6月18日(水)～27日(金)午前8時30分～午後5時15分※日曜日を除く
- ▷受付場所
子育て課

平成26年度学童クラブ夏休み4年生受け入れ人数

学童クラブ名	募集人数
しんめい学童クラブ	5
七小学童クラブ	10
東光寺小学童クラブなかよし	10
東光寺小学童クラブわんぱく	10
二小いなほ学童クラブ	5
二小たんぼ学童クラブA	10
二小たんぼ学童クラブB	10
つくし学童クラブ	10
一小学童クラブA	10
一小学童クラブB	10
四小学童クラブ	5
万願寺学童クラブ	5
夢が丘小学童クラブ	5
七生緑小学童クラブ	5

※記載のない学童クラブは受け入れなし

なお、法律（宅地造成等規制法）で定める区域内で、一定の高さ以上を切り土、盛り土したり、よう壁などを築造するときは、事前に許可が必要となります。ご注意ください。

☎東京都多摩建築指導事務所(☎042・548・2037)、市都市計画課

全国ごみ不法投棄監視ウィークに監視強化にご協力を
環境省では、5月30日（ごみゼロの日）～6月5日（環境の日）の1週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として位置づけ、不法投棄ゼロに向けての取り組みを行っています。

市内でも、ごみの不法投棄が増えたり、不法投棄を無くすために、不法投棄を見逃さな

このため、できる限りクリーンセンターへのごみの持ち込みは避け、粗大ごみ、可燃・不燃ごみや資源物は自宅から出すよ

うご協力をお願いします。

なお、ごみの量が多く、どうしてもまとめて出したい時には、市内でごみ収集の許可を得ている業者に有料で依頼することもできます。

また、資源ごみの一部は中間処理業者に直接持ち込むことができますので、まとまった量を出される場合は、次の処理業者に直接お持ち込みください。

▼中間処理業者（下田商店・万願寺2の35の6）：☎火曜～日曜日午前9時～午後4時※第4・第5日曜日を除く☎持ち込み

できる資源物：新聞紙、雑誌、雑紙、段ボール、牛乳パック、古布、アルミ缶☎下田商店(☎583・0753)へ☎電話☎ごみゼロ推進課(☎581・0444)